

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和42年6月から46年3月までの期間及び48年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から46年3月まで  
② 昭和48年4月から50年3月まで

母から私の姉と私の国民年金保険料を、私たちの結婚までの期間、母が払ってくれたと聞いている。結婚（昭和52年11月）後、53年7月に出産のため、実家に戻った時、母から直接「今まで納めてきたが、今後は自分で納めるように。」と言われ、年金手帳を渡されたことは明確に記憶しているので、申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、母親から、申立人とその姉の国民年金保険料を、結婚までの期間払ってくれたと聞いていたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人の婚姻前である昭和50年9月頃に払い出されたと推認される一方、当該払出時点以降において申立期間の保険料を納付するには特例納付等によらねばならない。そこで、申立人の母親が申立人と同様に婚姻前の期間について保険料を納付していたとするその姉の年金記録を調査したところ、姉の国民年金手帳記号番号は45年6月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録から、当該払出時点で既に時効により納付することができない期間が納付済みとなっていること、及び申立人の姉に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、時効により納付することができない期間は特例納付により納付されたものと推測される。また、申立人の姉には本来保存されるべき特殊台帳が

存在せず、過去に3回行われた特例納付のいずれの時期か特定することは困難であるが、i) 国民年金手帳記号番号が払い出された時点は特例納付期間ではないこと、ii) 申立人の姉には、自身で特例納付を行った記憶は無いこと、iii) 申立人の姉が婚姻した頃は第2回特例納付が行われていたこと、iv) 姉の婚姻後の居住地であるA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿に、実家住所地からの転入の記載に併せ「昭和36.4～50.3（納）」とあることから、婚姻前に納付した状況が確認できることなどを勘案すると、申立人の母親が申立人の姉の特例納付を行った時期は第2回特例納付（49年1月から50年12月まで）であったと考えるのが妥当であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された50年9月頃は、第2回特例納付が実施されている上、申立人の姉は申立人が結婚（52年11月）するまでの間は、申立人の保険料についても自身の婚姻前の期間と同様に母親が納付していたと供述しており、その母親が申立人の申立期間①及び②のうち48年7月から50年3月までの保険料を特例納付等により納付した可能性を否定できない。

また、申立人の母親には当時、特例納付を行うだけの資力が十分にあった状況が種々の調査からうかがえるほか、母親は昭和48年の国民年金法の改正による経過措置である「再開五年年金」に第2回特例納付直前の同年10月に自身が加入していることから、当時、年金に関する意識が高かったことが推察され、婚姻前の娘の国民年金保険料を遡って納付したとしても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間②のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は上記1のとおり50年9月に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、第2回特例納付の納付可能期間は、36年4月から48年3月までであることから、当該期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年6月から46年3月までの期間及び48年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店の資格取得日の記録を昭和37年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年3月1日から同年4月2日まで  
② 昭和62年1月から同年9月まで

私がA株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。異動があった時期ではあるが、同社で継続して勤務しているので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

A株式会社からC株式会社（現在は、D株式会社）に転籍した申立期間②の標準報酬月額は44万円ではなく、47万円が正しいはずである。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る雇用保険の加入記録及びA株式会社提出の在籍証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年3月1日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店に係る昭和37年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、A株式会社からC株式会社に転籍したが、標準報酬月額が44万円ではなく47万円が正しいはずであると申し立てている。

しかしながら、C株式会社から提出された人事記録簿から、転籍時の昭和62年1月の給与は、現物支給される月額相当の定期代を加算しても45万2,000円程度であることから、標準報酬月額は44万円になり、申立期間に係るオンライン記録及び同社が加入する厚生年金基金の記録とも一致している上、雇用保険被保険者台帳全記録照会から、62年1月17日資格取得における賃金支払「444」の記載があることから、事業主は当該期間について、標準報酬月額44万円に相当する報酬月額を社会保険事務所に届け出たと推認される。

また、オンライン記録によると、申立人と同日でC株式会社へ転籍した申立人を含む6人の転籍後の標準報酬月額は、二人が転籍前と同額の47万円（上限）であり、4人は47万円（上限）から44万円になっているところ、同社は、転籍後の給与額については、親会社の給与額の7割程度であると回答している。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等から総合的に判断すると、申立期間②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉（栃木）厚生年金 事案 7337

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、株式会社Aから、株式会社Bへ同僚とともに異動したが、1日の空白期間もなく継続して勤務しているため、厚生年金保険の被保険者記録が途切れていることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人の上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、株式会社A及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和55年9月1日に株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員が多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できることから、当該事業所が申立期間について厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集してきた関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る昭和55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（栃木）厚生年金 事案 7338

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、株式会社Aから、株式会社Bに異動になったが、1日の空白期間もなく継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人の複数の部下の供述から判断すると、申立人は、株式会社A及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和55年9月1日に株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できることから、当該事業所が申立期間について厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集してきた関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。



また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る昭和55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（栃木）厚生年金 事案 7339

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、株式会社Aから、株式会社Bへ同僚とともに異動したが、1日の空白期間もなく継続して勤務しているため、厚生年金保険の被保険者記録が途切れていることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人の上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、株式会社A及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和55年9月1日に株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員が多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できることから、当該事業所が申立期間について厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集してきた関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る昭和55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（栃木）厚生年金 事案 7340

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、株式会社Aから、株式会社Bへ同僚とともに異動したが、1日の空白期間もなく継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人の上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、株式会社A及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和55年9月1日に株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できることから、当該事業所が申立期間について厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集してきた関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る昭和 55 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（栃木）厚生年金 事案 7341

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、株式会社Aから、株式会社Bへ同僚とともに異動したが、1日の空白期間もなく継続して勤務しているため、厚生年金保険の被保険者記録が途切れていることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人の上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、株式会社A及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和55年9月1日に株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員が多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できることから、当該事業所が申立期間について厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集してきた関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る昭和55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（栃木）厚生年金 事案 7342

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 55 年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を 7 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私が、株式会社Aに勤務していた時の厚生年金保険の記録に1か月の空白期間があることに納得できない。株式会社Bに社名が変わったが、辞めたわけではないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人の上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、株式会社A及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和 55 年 9 月 1 日に株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは、昭和 55 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年 9 月 1 日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失した従業員が多くが、同年 9 月 1 日で被保険者資格を再取得していることが確認できることから、当該事業所が申立期間について厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集してきた関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主



により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る昭和55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（栃木）厚生年金 事案 7343

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和33年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、株式会社Aから、株式会社Bへ同僚とともに異動したが、1日の空白期間もなく継続して勤務しているため、厚生年金保険の被保険者記録が途切れていることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人の上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、株式会社A及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和55年9月1日に株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員が多くが、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できることから、当該事業所が申立期間について厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集してきた関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る昭和55年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで  
昭和35年12月にA株式会社に入社し、退職するまでずっとD市Eで勤務していた。

申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者記録は、A株式会社B工場において昭和36年5月31日に資格を喪失後、同年6月1日に同社の本社機能であるF株式会社（申立期間当時は、A株式会社）において再度資格を取得しているが、事業所の担当者及び申立人と同様に同社B工場で厚生年金保険に加入しているものの、勤務先がD市Eであった複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業所の担当者は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたと思われる供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA株式会社の社員として継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場

における昭和 36 年 4 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が何も残っていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難い上、事業所の担当者もおそらく事務の誤りがあったと思われると供述していることから、事業主が同年 5 月 31 日を資格喪失日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月26日から同年6月1日まで

私はA株式会社に申立期間の前後を含めて継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったものとして認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、事業主及び同僚の回答から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和36年3月26日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和36年6月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したかについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月16日から同年6月1日まで

私はA株式会社に申立期間の前後を含めて継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったものとして認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、事業主及び同僚の回答から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和41年5月16日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和41年6月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したかについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事



業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和48年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年4月10日まで  
株式会社Aに就職し、昭和48年4月に、新規にオープンする株式会社Bに異動したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、株式会社A及び株式会社Bに継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和48年4月10日であることが確認できるが、株式会社Aは、「当時の経理責任者の話では、当社から株式会社Bに異動した従業員は、同社が適用事業所となる昭和48年4月10日までの期間は、当社で社会保険料を控除していた、とのことである。」と回答していることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和48年2月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社A及び株式会社Bは不明としているが、申

立人に係る株式会社Aの資格喪失日（昭和48年3月21日）が雇用保険の離職日の翌日と同日になっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を 24 万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を 14 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 30 日  
② 平成 17 年 4 月 28 日

平成 11 年 4 月から 18 年 5 月まで A 株式会社 B 事業所に勤務し、15 年 4 月及び 17 年 4 月に賞与を支給されたと思うが、当該賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 株式会社が入会する C 組合の申立人に係る適用台帳には、平成 15 年 4 月 30 日付けで 24 万円の賞与の支給が記載されているところ、申立人から提出された銀行の預金通帳には、同年 4 月 30 日に同社から 19 万 6,203 円が入金された記録があり、この金額は 24 万円から社会保険料及び所得税を控除した金額と一致することから、申立人は、申立期間①において当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記預金通帳の検証において確認できる保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、A 株式会社では、平成 17 年 4 月 28 日支給の賞与に係る賞与支払届の控えには、申立人が記載されていることが確認でき、賞与額は 14 万 3,000 円であると思われるとしているところ、申立人から

提出された銀行の預金通帳には、同年4月28日に同社から11万6,869円が入金された記録があり、この金額は14万3,000円から社会保険料及び所得税を控除した金額と一致することから、申立人は、申立期間②において当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記預金通帳の検証において確認できる保険料控除額から、14万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

昭和35年1月にC株式会社に入社してから同社の関連会社であるA株式会社を36年2月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、C株式会社又はA株式会社において勤務していた同僚22人に照会し回答を得た9人のうち、二人の同僚は、申立人は、申立期間に正社員として勤務しDの業務に就いていたとしており、このうちの一人は、申立人は、A株式会社に勤務していたと供述していることから、申立人は昭和35年7月1日からA株式会社に継続して勤務していたと推認できる。

また、申立期間に申立人がA株式会社に勤務していたとしている上記同僚は、申立人と同一の勤務形態及び業務内容であったとしているところ、申立人と同様に昭和35年7月1日にC株式会社において資格を喪失し、同年10月1日にA株式会社に於いて資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無いが、当該同僚が所持していた申立期間に係る給料支払明細書によると、A株式会社に於いて給与が支給され、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

なお、A株式会社に係る商業登記簿謄本から、同社は昭和 35 年 6 月＊日に会社が成立し、申立期間当時法人であることが確認できる上、上記の同僚二人は、申立期間当時、同社に勤務していた従業員は 50 人以上いたとしていることから、申立期間において同社は当時の厚生年金保険法に定める適用要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務し厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の同僚が所持していた給料支払明細書の控除額がC株式会社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人のC株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和 35 年 6 月の記録から、7,000 円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間において適用事業所に該当する事業所でありながら社会保険事務所（当時）に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社A（昭和60年3月23日に、株式会社Bに社名変更）における資格喪失日（昭和59年12月29日）及び株式会社Bにおける資格取得日（昭和60年12月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和59年12月29日から60年12月1日まで  
株式会社A及び株式会社B（以下「B社」という。）に勤務していた期間のうち、申立期間において、健康保険をやめてC保険に加入してはどうかとの会社の提案に同意し、健康保険から抜けたことは自覚しているが、厚生年金保険もやめるとの説明は無く、また、申立期間も健康保険・厚生年金保険に加入していたときと同様に給与から保険料を控除する旨の説明が会社からあったが、健康保険料がC保険の保険料に代わっただけで、厚生年金保険料は従前のおり控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、株式会社Aにおいて昭和58年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、59年12月29日に資格を喪失し、その後、60年12月1日に株式会社Bで再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間において厚生年金保険をやめるとの説明は会



社から聞いておらず、保険料も控除されていたとしているところ、B社の元事業主は、C保険に加入させていた期間は社員の給与から厚生年金保険料は控除しておらず、国民年金に加入するように社員に話したとしているが、C保険に関する記録は見当たらない上、オンライン記録によると、同社において厚生年金保険の加入記録が欠落している15人（申立人を含む。）は全員、当該欠落期間において国民年金の被保険者資格を取得した記録が無いことが確認できるほか、同僚の一人は、社会保険をやめるか続けるか会社から選択するように言われ、自分は加入継続を希望し、保険料も控除されていたが、後で社会保険をやめさせられていたことが分かった旨の供述をしていることから、同社は健康保険・厚生年金保険被保険者の資格を喪失させた後も保険料相当額の控除を継続していた可能性が高いと考えられる。

さらに、B社において昭和59年12月29日から60年8月1日までの健康保険・厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚から提出された給料明細書の記載によると、当該欠落期間においても、健康保険料及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる上、同社で健康保険・厚生年金保険被保険者記録の欠落期間がある複数の同僚が、当該欠落期間においても、給与からこれらに係る保険料が控除されていたと思う旨供述していることから、申立人についても、申立期間において健康保険料及び厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記載から、申立人の昭和59年11月の標準報酬月額である20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録のと通りの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年12月から60年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月30日から同年5月1日まで

A株式会社に継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録に1か月の空白期間がある。空白期間となっている記録を被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の勤務状況に係るA株式会社の事業主の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年5月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和44年3月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、事業主が昭和44年4月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月31日から同年11月1日まで

A株式会社C支店からD株式会社（現在は、B株式会社）に転勤したが、A株式会社C支店での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和38年10月31日となっており、両社での勤務は継続していたのに同年10月が被保険者の期間から欠落している。

しかし、昭和38年10月31日までA株式会社C支店に勤務していたので、被保険者資格喪失日の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB株式会社への照会に対する回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年11月1日にA株式会社C支店からD株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和38年10月の定時決定に係る記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日

を誤って届け出たとしていることから、事業主が昭和38年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

A株式会社に昭和22年4月1日から62年10月31日まで勤務していたが、同社B工場から本社に転勤したとき、B工場での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が51年3月31日と記録されている。同社には継続して勤務していたのに同年3月が空白となっているのは納得がいかないため、被保険者資格喪失日の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主による在籍期間の証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和51年4月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和51年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、事業主が昭和51年3月31日を資格

喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間②について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和45年8月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間②に係る昭和45年6月及び同年7月の標準報酬月額については、7万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年4月20日）及び資格取得日（昭和45年1月1日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額の記録を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月20日から45年1月1日まで  
② 昭和45年6月26日から同年8月1日まで

株式会社Aに兄と一緒に昭和43年12月2日から勤務し、兄が途中で会社を辞めた後も45年7月31日まで引き続き勤務していたが、厚生年金保険の記録では、兄が会社を辞めた時に一緒に辞めて後日再び採用されたような記録になっているので訂正してほしい。

また、厚生年金保険の記録では、株式会社Aの被保険者資格喪失日が昭和45年6月26日と記録されているが、グループ内の会社へ異動するまで株式会社Aで継続して勤務していたので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、事業主は所在不明のため供述が得られないもの

の、申立期間①及び②当時株式会社Aに在籍していた7人に照会し、回答が得られた申立人の上司一人及び同僚3人の供述から、申立人は、昭和45年7月31日まで同社に勤務していたことが認められるところ、オンライン記録では、同年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の記録では、同社は昭和45年6月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているところ、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している申立人及び同僚22人の記録は、同日以降の46年4月1日付けで当初の資格喪失日（昭和45年8月1日）の記録を抹消し、遡って45年6月26日に訂正されていることが確認できる上、当該訂正処理前の記録から、同日において同社が常時5人以上の従業者を使用しており、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の被保険者資格が昭和45年6月26日に喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、同年8月1日に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る昭和45年6月及び同年7月の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける同年5月の被保険者名簿の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、オンライン記録では、申立人は、株式会社Aにおいて昭和43年12月2日に厚生年金保険の資格を取得し、44年4月20日に資格を喪失後、45年1月1日に同社において再び資格を取得しており、44年4月から同年12月までの被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は、申立期間①において株式会社Aに継続して勤務していたと主張しているところ、事業主は所在不明のため供述が得られないものの、株式会社Aに在籍していた上述の上司一人及び同僚3人は、申立人の兄が会社を辞めた日（昭和44年4月20日）以降も申立人は、同社に継続して勤務していたと供述している。

また、申立人は、申立期間①において職種や業務内容に変更は無く、厚生年金保険料を継続して控除されていたと主張しているところ、上述の上司一人及び同僚3人は、株式会社Aでは、厚生年金保険に加入する又は加入しないという選択肢は無く、入社時から厚生年金保険料を毎月



の給与から控除されていたとしている上、当該同僚3人は、申立人を含め自分たちの申立期間①における職種や業務内容はそれ以前と変更は無く、社会保険の適用に変化は無かったと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において株式会社Aに継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和44年3月の被保険者名簿の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記載することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年4月から同年12月までの保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月から48年12月まで  
私の母は、少しでも多くの年金を受け取れるよう、私が20歳に到達した昭和43年\*月頃に国民年金の加入手続を行い、母が、私たち姉弟の国民年金保険料を定期的に納付していた。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が、申立人が20歳に到達した昭和43年\*月頃に国民年金の加入手続を行い、申立人姉弟の国民年金保険料を定期的に納付していたとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に他界しており、証言を得られず、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号（弟と連番）は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その母から年金手帳1冊を手渡され、これからは自分で保険料を納付するよう言われたとし、当該手帳以外の手帳は受け取った記憶は無いとしているが、当該手帳は昭和49年11月以降に使用開始された様式のもので、その母が加入手続を行ったとする43年\*月頃の様

式とは異なっている。

加えて、申立期間は 66 か月と長期間であり、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から48年12月まで  
私の母は、少しでも多くの年金を受け取れるよう、私が20歳に到達した昭和45年\*月頃に国民年金の加入手続を行い、母が、私たち姉弟の国民年金保険料を定期的に納付していた。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が、申立人が20歳に到達した昭和45年\*月頃に国民年金の加入手続を行い、申立人姉弟の国民年金保険料を定期的に納付していたとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に他界しており、証言を得られず、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号（姉と連番）は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その母から年金手帳1冊を手渡され、これからは自分で保険料を納付するよう言われたとし、当該手帳以外の手帳は受け取った記憶は無いとしているが、当該手帳は昭和49年11月以降に使用開始された様式のもので、その母が加入手続を行ったとする45年\*月頃の様式

とは異なっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から53年3月までの期間及び58年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から53年3月まで  
② 昭和58年1月から61年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、昭和43年8月に国民年金に加入してから、毎月、元夫A（故人）が納付したと思う。申立期間②のうちC市に住んでいた58年1月から同年5月までの保険料は自分が、D町に住んでいた同年6月から61年3月までの保険料は元夫Bが納付したと思うので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和43年8月に父（故人）が国民年金の加入手続を行い、以後、毎月、元夫Aが夫婦二人分の保険料を納付した。」としている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年12月頃に払い出されたと推認され、同時点では申立期間①のうち51年10月から53年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であり、第3回特例納付制度（昭和53年7月から55年6月まで実施）を利用すれば申立期間①の保険料を全て納付することが可能であったと考えられるが、申立人の記憶は不明確であり、元夫Aの供述を得ることができないことから、申立期間①における保険料の納付状況は不明である上、元夫Aについても43年8月から52年3月までの104か月と長期間にわたる未納がある。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで氏名検索を行ったが、申立人に別の記号番号が払い出されていた形跡

は見当たらない。

さらに、申立期間①は116か月と長期間に及んでいる上、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②のうち昭和58年1月から同年5月までの期間について、C市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記載によれば、当該期間の国民年金保険料の納付に必要な納付書が同市から申立人に交付された可能性が考えられるが、申立人から保険料の納付に関する具体的な供述が無い上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらないことから、当該期間の保険料納付状況は不明である。

また、申立期間②のうち昭和58年6月から61年3月までの期間について、申立人は、D町で国民年金の加入手続をした記憶は無いとしている上、当該期間の保険料は元夫Bが納付したとしているが、同人への照会を希望していないことから、同町における加入状況及び保険料納付状況は不明である。

さらに、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月から 11 年 8 月まで

A 株式会社に勤務していた頃の厚生年金保険の記録の中で、申立期間の標準報酬月額が 32 万円になっている。当時の給料は 50 万円程度あったので、調査の上、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 株式会社に勤務していた頃、給与は 50 万円前後あり、申立期間だけ標準報酬月額が 32 万円となっていることはおかしい。」と主張しており、A 株式会社が提出した、申立人に係る平成 11 年 1 月から同年 12 月までの賃金台帳に記載される給与額（諸手当込み）は、毎月 53 万円以上支給されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、A 株式会社が加入する B 基金及び C 組合の記録において、申立期間の標準報酬月額は 32 万円であることが確認できる上、同社が提出した申立人に係る賃金台帳に記載される平成 11 年 1 月（10 年 12 月分）から同年 9 月（11 年 8 月分）までの厚生年金保険料控除額は、2 万 7,760 円であり、標準報酬月額 32 万円に見合う額であることが確認でき



ることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉（長野）厚生年金 事案 7349

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月 30 日から 64 年 1 月 1 日まで  
申立期間を含む前後の期間について、有限会社Aを経営していたが、経営が厳しく、社会保険料の滞納が多額になり、昭和 55 年 6 月、社会保険から強制脱退となった。その後、64 年 1 月 1 日から、再び厚生年金保険の適用事業所となったが、事業所が適用事業所ではなかった申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、有限会社Aは、昭和 55 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、64 年 1 月 1 日に再び適用事業所となっていることが確認できることから、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとしている。

しかしながら、有限会社Aは、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、事業主であった申立人も昭和年代の関係書類は全て無いとしていることから、申立期間における給与からの保険料控除について確認することができない。

また、前述のとおり、申立人は、申立期間を含め、有限会社Aの代表取締役であったことから、同社において社会保険関係の届出に関する権限を有し、厚生年金保険料の給与からの控除及び社会保険事務所（当時）に対する保険料の納付についても知り得る立場であったと考えるのが相当である。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書で

は、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立期間について、申立人の申述のとおり、厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、当該期間について有限会社Aの代表取締役であった申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 58 年 5 月から 59 年 4 月まで

中学を卒業後、昭和 56 年 4 月から数か月間、AにあるB株式会社で勤務した期間及び 58 年 5 月から 1 年程度勤務したC事業所での厚生年金保険の記録について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、雇用保険の記録は確認できないが、申立人は、B株式会社での仕事内容を記憶しており、当時の同僚は申立人が申立期間当時、勤務していたことを記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B株式会社は、「当時の従業員的人事記録等は無く、申立人の厚生年金保険料の控除、納付については不明。申立人は、数か月の勤務であり、試用（見習）期間だった。」と供述している。

また、申立期間及びその前後の期間について、B株式会社の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立期間及びその前後に厚生年金保険に加入している者の記録を見ると、全員が成人であり、ほとんどが1年以上の長期雇用者であることが確認できる。

### 2 申立期間②について、申立人は、昭和 58 年 6 月 15 日から同年 11 月 12 日まで雇用保険の記録が確認できることから、申立期間②の一部の期間において、申立人がC事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、D地方法務局において商業登記簿を確認しても、C事

業所と同名の事業所を確認することができない上、オンライン記録によると、E県にはC事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は存在しないことが確認できることから、同事業所に勤務していた者は、厚生年金保険の被保険者となっていなかったものと思われる。

なお、事業所調査で確認できたC事業所の設立者に、当委員会から照会文書を送付したが、回答を得られなかったことから、当時の状況について確認することができなかった。

- 3 このほか、申立人の申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。